

FinTech は、今度こそ「預金通貨」を根底から変えるか？

——「情報技術革新と預金通貨・金融政策」(1999) revisited——

長崎県立大学 石田和彦

現在、FinTech が一種のブームとなり、それは、銀行等既存の金融システムを根底から覆すかのような印象を与えている。特に、ブロック・チェーン技術を用いた「仮想通貨」——その代表が「ビットコイン」——については、銀行を中心とする現行の支払・決済システムや、中央銀行が発行する現金に取って代わる可能性があるとの議論もしばしばなされる。

過去を遡ると、1990年代後半の「IT革命」と言われた時代に、同様の議論が広範に行われ、特に、銀行・中央銀行を中心とする支払・決済システムは、情報技術革新により大きな変貌を迫られるとの見方が拡大した。これに対して、石田(1999)は、預金通貨・金融政策をその本質から捉え直し、情報技術革新により登場する新たな支払・決済手段を検討する際は、用いられる技術ではなく、支払・決済手段の経済的機能面を中心に考察することの重要性を示した。その上で、新たな支払・決済手段の可能性をいくつか示しつつも、預金通貨が近い将来に他の支払・決済手段に置き換えられる可能性は低いことを主張している。

本稿は、この主張を踏まえて、その後現在に至るまでの、各種の新たな支払・決済手段の登場を改めて評価するとともに、当時は予想もできなかったビットコイン等の仮想通貨が、銀行の預金通貨を中心とする支払・決済システムに与える影響を考察したものである。

まず、1999年当時は実験段階であった「電子マネー」は、現在、広く普及し日常的に支払に使用されている。また、理論的主張に過ぎなかった「ナローバンク」や「国債投資信託による決済」も、必ずしも理論通りの形ではないが、事実上それに近いものが登場している。しかし、経済的機能の面からみれば、これらは、実は、預金通貨の移転方法の多様化に過ぎず、それ自体が、新たな支払・決済手段を提供している訳ではないものと評価される。

これに対して、ビットコイン等の「仮想通貨」は、高度な技術が使用されているだけでなく、経済的機能の面でも、確かに預金通貨とは異なる新たな支払・決済手段である。ビットコインには発行主体が存在せず、従って、特定の経済主体の負債ではなく、それ自体が単なる資産として存在するだけである。その意味で、ビットコインは、金のような商品貨幣に近いが、金とは異なり、貨幣として用いる以外に商品としての使用価値はない。

ミクロ経済学でいう「最終期の貨幣価値」の問題を踏まえて考えると、このようなものが経済全体で広く貨幣として用いられるためには、「未来永劫に亘ってビットコインが貨幣として使用される」という期待を大多数の経済主体が持ち続けることが不可欠である。その条件が満たされるか否かを考えれば、どのように高度な技術に支えられていようとも、経済的機能の面からみて、ビットコイン等の仮想通貨が、現行の預金通貨を用いる支払・決済システムに取って代わる可能性は限りなく低いものと思われる。